

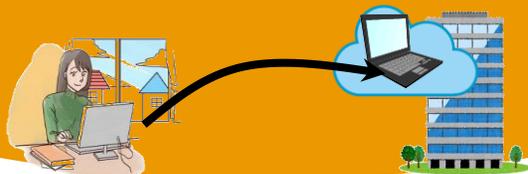
# テレワーク(在宅勤務)の活用を応援します！ ～福井県テレワーク奨励金制度～

新型コロナ  
ウイルス対策

今こそ  
テレワーク

育児・介護と  
仕事との両立

通勤負担の軽減



従業員の  
離職防止

## 支給対象となる取組・奨励金額

※1企業1取組1回まで

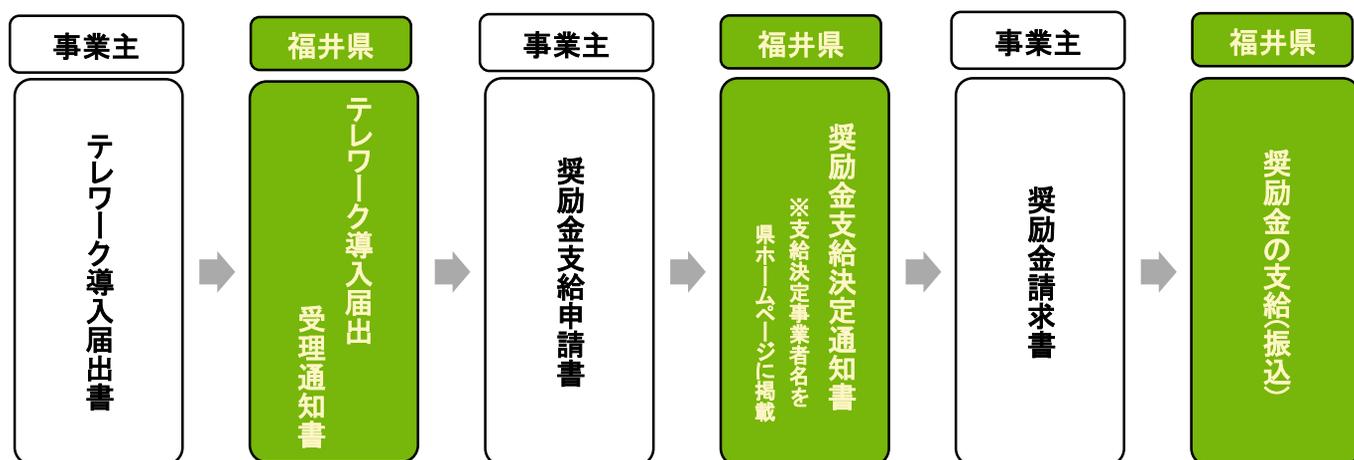
【利用促進取組】 20万円 \*令和2年2月17日からの取組が対象\*

- 新たにテレワーク制度を導入した企業等
- 週平均で1日以上テレワーク制度を利用して1か月以上勤務 など

【新規雇用取組】 40万円 ※非正規従業員の場合は20万円

- 通勤に制限がある者(例:障がいがある、介護を要する家族がいる)などを、常時雇用する労働者として新規雇用
- 勤務を要する日の半分以上の日数でテレワークのみで就業し、1か月以上勤務 など

## 【届出から支給までの流れ】 届出期限1月末日まで



## <お問い合わせ先>

福井県 産業労働部 労働政策課 労働環境グループ

TEL : 0776-20-0389 (直通) FAX : 0776-20-0648

E-mail : [rousei@pref.fukui.lg.jp](mailto:rousei@pref.fukui.lg.jp)

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>



健康長寿の福井



テレワークを導入したいけど、何から始めればいいのか分からない...

事業者の皆様に積極的にテレワークを実施していただくための相談窓口をご利用ください



## 商工会議所

導入に係る必要な知識を有する複数専門家が、個別の事情に合わせた無料相談に対応します。WEB相談も可能です。

対応専門家：中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター

実施期間：令和2年4月末以降（月2回）※実施日が決まり次第、別途周知します。

実施場所：福井商工会議所（TEL：0776-36-8111） 敦賀商工会議所（TEL：0770-22-2611）

## ふくい産業支援センター

IT分野に強みを持つ経営支援の専門家が、個別の事情に合わせた無料相談に対応しています。WEB相談も可能です。

実施期間：令和2年4月～令和3年3月の月曜日（月2回）

相談時間：9時～17時

実施場所：ふくい産業支援センター（福井県産業情報センタービル3階）

TEL：0776-67-7425

## テレワーク相談センター

（厚生労働省委託事業）

労務管理上の課題など、様々なご相談にメールや電話でお答えします。（無料、通信料は利用者負担）

[TEL] 0120-91-6479（受付時間：平日9：00～17：00）

※令和2年5月31日までは、以下の番号でも受け付けます。

03-5577-4724 または 03-5577-4734

[メール] sodan@japan-telework.or.jp

## 日本テレワーク協会

テレワーク緊急導入支援プログラム（無償ツール等）をご紹介します。

[TEL] [https://japan-telework.or.jp/anticorona\\_telework\\_support/](https://japan-telework.or.jp/anticorona_telework_support/)

### ☆テレワーク導入にあたって注意していただきたいこと

テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されますが、通常の勤務と違う環境で働くため、労働時間管理などに注意が必要です。厚生労働省がガイドラインを作成していますので、ご活用ください。

⇒ [情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン](#) で検索

#### 【その他のガイドラインなど】

・労務管理 ⇒ [テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン](#) で検索

・就業規則 ⇒ [テレワークモデル就業規則](#) で検索

・セキュリティ ⇒ [テレワークセキュリティガイドライン](#) で検索